

令和7年度補正予算
「产学連携リ・スキリング・エコシステム構築事業」

公募要領

1. 事業名

令和7年度補正予算「产学連携リ・スキリング・エコシステム構築事業」

2. 趣旨

デジタル社会や Society5.0 の進展に伴い、イノベーション創出を通じた社会課題の解決を牽引できる高度人材育成の必要性が高まっている。VUCA (Volatility (変動性)、Uncertainty (不確実性)、Complexity (複雑性)、Ambiguity (曖昧性)) とも表される現代にあって真に必要とされるスキルは、資格や検定のみならず「分野横断的知識・能力」「理論と実践の融合」「分析的思考」等であり、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）がリ・スキリングを通じて高度人材を育成する役割は大きい。

リ・スキリングにより、個人にとっては学んだことを仕事に活かし、給与などの待遇改善に繋がって更なる学びと成長に向かっていくことが期待される。企業にとっても、従業員の成長機会の提供による人材確保、生産性の向上や従業員のエンゲージメントの向上に資する等のメリットがある。さらに大学にとっても急速な技術革新や産業構造の変化に対応できる人材の育成、さらに18歳人口が減少する中、社会人への教育プログラムの提供により、収益化を図り教育の質の向上を図る意義は大きい。

文部科学省では、令和7年度から产学等が連携して、個人・企業・大学等がそれぞれ成長できるリ・スキリングによるエコシステムの構築を持続的に実施できる仕組みを構築する事業を実施しており、令和8年度はさらにその取り組みを加速することとしている。

本事業においては、主に、产学連携リ・スキリング・エコシステム構築事業のメニュー②産業成長事業に関する伴走支援や、企業と大学等のスキルのマッチング、好事例の収集などを行う。

3. 事業内容

上記趣旨の下、本委託事業においては、令和7年度補正予算「产学連携リ・スキリング・エコシステム構築事業」（以下「補助事業」という。）において採択された大学等におけるリ・スキリング教育プログラム等の推進に向け、以下の取組を実施する。

- (1) 補助事業の対象となる大学等を選定する委員会の事務局業務
- (2) 大学等のリカレント教育プログラムの開発・実施・運営や調査分析等、及びこれに参加する企業等が产学協働体制を構築する上で必要な伴走支援
- (3) ネットワーク・広報・事業成果取りまとめ業務
- (4) 我が国におけるリ・スキリングのさらなる促進に向けた調査研究等

令和7年度補正予算「产学連携リ・スキリング・エコシステム構築事業」		
	メニュー①「地方創生」	メニュー②「産業成長」
採択予定件数（補助対象者）	25件（大学・自治体等）	22件（大学等）
(1) 選定委員会事務局業務	○	○
(2) 伴走支援業務	-	○
(3) ネットワーク・広報・事業成果取りまとめ業務	○	○

※事業別委託業務について○は委託業務、-は委託業務外

※（4）我が国におけるリ・スキリングのさらなる促進に向けた調査研究等は、国・内外のリ・スキリング施策の実態・成功事例を体系的に整理し、リ・スキリングを進める際の課題と解決策を明らかにするとともに、効果的なリ・スキリングプログラムの要件を抽出し、政策への示唆を提供すること。

（1）補助事業の選定委員会事務局業務

「地方創生」及び「産業成長」事業の補助対象者を選定するため、審査基準に基づき、審査方法等の検討、応募書類整理や選定委員等との連絡調整など、選定に係る事務手続きを行うとともに、選定委員会運営を行う。

両事業ともに令和7年度中に、文部科学省において公募を開始し、3月末までに公募を締め切る予定である。それに伴い両事業の公募、その他の選定に必要となる以下の諸業務を文部科学省に事前に相談の上行うこと。

- 事業選定にかかる事務局業務（※）
 - ・選定委員会の運営及びそれに関わる作業
 - ・書面審査の実施及びそれに関わる作業
 - ・選定に関わる資料（委員会資料等）の作成
 - ・選定結果通知に関わる作業
 - ・謝金等経費執行の手続き（以下の文部科学省の基準額による執行とする）
(討論形式による選考会 1日 14,260円 ／ 1時間 7,130円)
討論形式によらない書面審査 1時間 4,790円)
※選考会は2~3回の開催、書面審査は1件2時間を想定
 - ・文部科学省との連絡・調整等
- その他、本事業の選定作業を通じて選定業務の改善点を洗い出し、令和9年度以降に同様の事業を実施する場合を想定して、選定業務の改善点を提案すること。また、令和9年度に実施する事業の選定に関して、文部科学省において令和8年度内に選定業務を実施する場合において、できる限り協力すること。

最終的には、文部科学省が「地方創生」事業において25プログラム、「産業成長」事業において22プログラムを選定予定。

（※）大学等から提出された事業計画書等書類は、本委託契約後もしくは内定後であれば令和8年度4月以降に速やかに文部科学省から受託者へ紙もしくは電子データで送る。選定業務は大学等から提出された事業計画等書類を貴省から受領後、原則60日以内に補助対象となる大学等を選定し、文部科学省担当者に採点結果と併せて報告すること。

（2）大学等のプログラムの開発・実施・運営及び調査分析等に関する伴走支援業務

伴走支援の対象となる大学等は、（1）で選定した「産業成長」事業を実施する大学等となるため、その公募要領等を踏まえ、大学等がそれぞれの産業界の人材ニーズや不足人材ニーズなどを踏まえた教育プログラムの開発やプログラムの評価方法、企業等が必要とするスキルと大学等が提供するスキルの可視化、受講者の処遇改善、リ・スキリングの取組みによる全学的経営改革等について支援を行うものであり、具体的には下記の通り。

① 支援対象

- 令和7年度補正予算「产学連携リ・スキリング・エコシステム構築事業」の補助事業「産業成長」事業の補助対象となる全ての大学等及び当該大学等と協働する企業等。

② 支援業務

- 大学等が開発・実施するプログラムの進捗状況を管理し、課題とする事案に対応すること。
 - ・補助対象となる大学等が事業計画書に記載するスケジュールの進捗状況の管理を行う。
 - ・産学協働体制の構築及び継続のために必要となる企業（産業界）側への助言等を行う。
 - ・収益化を図るための助言等を行う。
- プログラムへの参加者数（受講生の他、部分受講生やプログラム説明会の参加者など）をはじめとするアウトプット・アウトカム指標（KPI）等の達成に向けて、必要に応じて下記の支援を行うこと。
 - ・連携可能性のある企業等と大学等とのマッチング支援や連携に必要な調整を行う。
 - ・大学等と産業界をつなぐコーディネーター人材の紹介を行う。
 - ・外部講師の紹介や、他の教育機関の連携等に関する調整・助言を行う。
- プログラム受講者の企業内における評価方法や処遇改善等を支援すること。
 - ・企業等が人材に求める能力・スキルと、大学など教育機関が提供している教育内容や習得可能な能力・スキルのマッチングや調整を行う。
 - ・スキルフレームワーク（例：デジタルスキル標準、職業能力評価基準）を踏まえた教育プログラムを実施する際の調整・助言を行う。
 - ・大学と連携する企業（すべての連携先でなくても構わない）における产学連携リ・スキリングを導入するにあたって必要と思われるスキルセットの整理・構築
- 今後、新たに取り組む他大学等の参考となるよう、リカレント教育プログラムを効果的に実施するための示唆・課題を調査分析すること。
- 大学におけるリ・スキリングの取組の充実が必要になると見込まれる新たな成長分野に関する調査を行うこと。
- その他、必要と思う支援があれば、計画書に記載すること。

＜企画提案のポイント＞

（必須）

- 業界毎や業界横断の人材ニーズと、大学等のリソースを結びつける知見・ネットワークを有する場合にはその内容（特定の業界動向に関するものも同様）
- 伴走支援の具体的工程・手法・スケジュール等
- 産業界と大学等の連携に関する独自の工夫や知見・ネットワーク等
- 収益化を図るための知見等

（あればなお良い）

- リ・スキリングエコシステムの実現のためには、受講者個人の意欲に委ねるのではなく、企業における処遇等への反映が期待される。そのため、社会人がリ・スキリングプログラムを受講した後の勤務先企業等における処遇改善等のための工夫や事例などの知見、課題、実現に向けた対応策の案等。

（3）ネットワーク・広報・事業成果取りまとめ業務

以下の業務を行う。

① ネットワーク

- 「地方創生」及び「産業成長」の補助事業者が、本事業について課題を共有したり、交流する機会を1回以上設けること。取組み内容は以下を参考に提案すること。
 - ・各事業者の取組みについて事例発表などを通して、共有する。
 - ・意見交換や、テーマごとのワークショップを行う。

＜企画提案のポイント＞

(必須)

- 補助事業者がそれぞれ持つ課題や特徴ある取組みを共有する機会を設け、好事例の横展開、及び補助事業者間のネットワークを構築する。

② 広報周知

- ・本事業で開発する各大学等のプログラムに関して、広報・周知活動を通じて、経済団体、企業、社会人、自治体等への情報発信を行うため、フォーラムやシンポジウムなどを行い広く広報・周知を行うこと。
- ・各大学等のプログラムの参加者数の拡大を支援するとともに、プログラムの優れた点や受講生・企業の評価、調査分析結果について、大学等及び企業も参加する成果報告会を開催すること。
- ・「マナパス」運営事業者が本事業の特集ページを作成する際に、大学等からの情報収集等に協力すること。

＜企画提案のポイント＞ (必須)

- 大学等が開発・実施するプログラムの広報について、具体的な内容、手法・スケジュール等。

③ 事業成果取りまとめ

- 「地方創生」及び「産業成長」それぞれの全体的な成果と課題等について、事業成果を取りまとめること。
- 取りまとめにあたり、新たにリ・スキリングに取り組む他大学等の参考となるよう、教育プログラムを効果的に実施するための示唆、収益化などの好事例を示すこと。
- 補助対象の大学等が実施したプログラムを事例集として取りまとめること。
 - ・プログラム名称、目的、内容、想定している対象者、定員及び受講者数・修了者数（成果発表会等に参加した者を含む）、受講料
 - ・プログラムの成果（受講生を派遣した企業や受講者からのフィードバック（アンケート・ヒアリング等）等
 - ・プログラム実施に当たって連携した機関
 - ・プログラム参加者（受講者のみならず、説明会や成果発表会等に参加した者の総数）
- その他、参考となる優良事例の収集を行うこと。

(4) 我が国におけるリ・スキリングのさらなる促進に向けた調査研究等
以下の業務を行う。

- 我が国におけるリ・スキリングの現状を踏まえて以下の点について、調査研究を行い、その結果を随時取りまとめて報告すること。
- ・文部科学省として更に取り組むべき施策の検討（リ・スキリングに関する総合的な戦略や予算事業の在り方等）を行うために必要なデータや情報の整理とそれを踏まえた方向性の提示。
 - ・リ・スキリングによる取り組みを一層充実させるため、大学における全学的経営改革（教育・研究・経営の仕組み全体の再構築や大学の経営戦略の中心にリ・スキリングを位置付けるなど）の取り組み状況を調査、海外における優良事例の収集・分析などを行い、我が国の大がリ・スキリングの充実のための全学的経営改革を一層進めるに当たって必要となる施策等について取りまとめてこと。
 - ・その他、必要となる調査研究を行うこと。

＜企画提案のポイント＞

（必須）

- 補助事業者がそれぞれ持つ課題や特徴ある取組みを共有する機会を設け、好事例の横展開、及び補助事業者間のネットワークを構築する。

（5）その他

本委託事業の実施にあたっては、国の委託事業としての適切な実施を期するため、週に1回程度、文部科学省担当課に進捗状況の報告を行い、必要に応じてその指示を仰ぐこと。文部科学省担当課より、事業の実施に際し、事業内容について個別にヒアリング、資料提供及び事業報告会等における発表・報告等を求める。

本事業の円滑かつ効果的・効率的な実施を図るため、受託者のうち1者を主担当受託者と位置づける。主担当受託者は、他の受託者と相互に連携し、事業全体の進行管理を行うこと。

他の受託者は、主担当受託者並びにその他の受託者と相互に連携し、業務の進捗状況その他必要な情報を共有すること。また、全事業者参加の下、進捗の報告・発表等を求める場を設定するため、全面的に協力すること。

伴走支援の対象となる大学等から個別に依頼を受けた場合は、文部科学省と相談の上で対応すること。

4. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

（1）予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（2）文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

5. 公募対象

公募対象は法人格を有する団体とする。

6. 事業期間、事業規模、採択予定件数

事業期間：契約締結日～令和9年3月31日

事業規模：1件当たり355,685千円（税込）を上限とする

※採択件数・採択された者の提出経費及び点数に応じて1件あたりの委託金額を決定。

採択数：2件（予定）※採択件数は審査委員会が決定する。

7. 選定方法及び選定結果の通知

審査は、本委託事業を選定するための審査委員会を設置して行う。審査方法については別添「審査基準」のとおり。選定終了後、10日以内にすべての提案者に選定結果を通知する。

8. 参加表明

あらかじめ競争参加者の数を把握するため、参加を希望する者は令和8年2月16日（月曜日）15時までに以下のフォームより参加表明すること。なお、参加表明は必須ではない。

参加表明フォーム：<https://forms.office.com/r/Dht4PsKZVz>

9. 公募説明会

公募説明会を以下のとおり開催し、参加表明フォームに回答した団体にURLを送付する。なお、1団体から複数者が参加することも可能とする。

開催日時：令和8年2月17日（火曜日）10時～（オンライン）

10. 企画提案書の提出場所・提出方法・提出書類・提出期限等

（1）提出書類

①企画提案書

企画提案書（業務計画書様式1と同一様式）の内容が網羅されていれば、PowerPoint等別様式提出も可とするが、用紙サイズはA4版とする。枚数に制限は設けない。

②審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」の認定等を受けている場合はその写し

③誓約書（業務計画書様式2と同一様式）

④参考見積書

※企画提案書および参考見積書については事業規模の範囲内で提出すること。

（2-1.）提出方法

（1）に記載の提出書類は以下の通り、ファイル共有サービスからPDFデータをアップロードの上、印刷した紙書類を文部科学省に3部持参すること。どちらも提出した場合のみ、審査を行う。

（2-2.）PDFデータの提出方法

（1）に記載の提出書類は以下のファイル共有サービスからデータをアップロードすること。その際は、以下に従うこと。

<https://mext.ent.box.com/f/d63143d42eb44e9c8b89d78387a115ed>

- ・データを1つのPDFに結合してアップロードすること。ただし、容量が大きくてまとめられない場合は、申請団体の判断で件名の最後に番号を付けて複数データに分けて送よいが、その場合は全てのPDFを1つのZIPファイルにまとめて提出すること。
- ・PDFデータ名（ZIPファイル名）は「（提出日半角西暦8桁）_（申請団体正式名称）」とすること。
- ・PDFデータは業務計画書に記載の「4. 具体的実施内容、実施方法等」「5. 業務の実施体制」「6. 事象実施スケジュール」「7. 実施により得られることが見込まれる成果・効果」「8. 過去の同種事業の実績」「9. 再委託」「委託業務経費」「その他」「認定等の写し」「誓約書」にあたる箇所にしおりをつけて審査が行いやすいようにすること。（該当がない場合はつけなくてよい。）また、申請団体の判断によってしおりの追加を行ってもよい。各しおりにつけるタイトルについても申請団体の裁量とするが、不明瞭な言い回しは使用しないこと。
- ・しおりをつけたPDFデータは、しおりが常に表示されるように「文書のプロパティ」から設定を変更すること。
- ・PDFデータに文書の編集権限にかかるパスワードを設定しないこと。
- ・電子データ提出上の事故（未達等）について、文部科学省は一切責任を負わないものとする。

（2－3.）紙書類の持参方法

- ・（1）に記載の提出書類の印刷はカラー・両面印刷とし、フラットファイルに綴じること。各項目の頭にカラーインデックス等をつけて審査が行いやすいようにすること。
- ・作成した提出書類は以下の場所に3部持参し、文部科学省2階受付において「9階生涯学習推進課（内線3286）に対する企画提案書持参」である旨を伝えること。郵送は認めない。
- ・紙書類提出上の事故（未達等）について、文部科学省は一切責任を負わないものとする。

持参場所：〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2 文部科学省

受付時間：10時～18時（土日祝日を除く）

（3）提出期限

令和8年3月3日（火曜日）17時必着

※ 全ての提出書類をこの期限までに提出すること。提出締切後は、上記の時間帯であつても受け付けない。

※ 提出期限を過ぎてからの書類の提出及び提出期限後の書類の差替えは認めない。

（4）問合せ先

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課

TEL：03-5253-4111（代）（内線3286）

E-mail：syokugyou@mext.go.jp ※問合せは至急を要するものを除いてメールで行うこと。

1 1. 誓約書の提出

（1）本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の別添の誓約書を提出すること。また、企画提案書の内容に業務を別の者に再委託する計画がある場合はその再委託先も誓約書を提出すること。

（2）前項の誓約書を提出しない者、虚偽の誓約をした者及び誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書は無効とするものとする。

1 2. 契約締結に関する取り決め

（1）契約額の決定方法について

採択決定の後、採択者と契約額及び契約の条件等について調整を行う。契約額については国が業務計画書と参考見積価格等を精査し、委託要項等で経費として認めているもの以外の経費、業務の履行に必要ではない経費、過大に見積もられた経費などは負担しない。したがって契約額は採択者が提示する参考見積価格とは必ずしも一致しないのでその点を承知しておくこと。また、契約額及び契約の条件等について双方の合意が得られない場合には採択決定を取り消すこととなるのでその点についても承知しておくこと。

（2）契約締結前の執行について

国の契約は会計法により当事者双方が契約書に押印しない限り確定しないため、たとえ本事業に採択されたとしても双方が契約書に押印していない間は事業に着手することはできない。また、契約締結以前に採択者が要した経費について、国は負担することはないのでその点について十分留意するとともに、採択後は迅速に契約締結を進めて行くこと。なお、業務の一部を別の者に再委託先する場合はその再委託先にも伝えておくこと。

1 3. 採択にかかるスケジュール

- （1）審査：令和8年3月上旬頃
- （2）採択決定：令和8年3月下旬頃
- （3）契約締結：令和8年4月上旬頃

1 4. その他

- （1）企画提案書等の作成費用は選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。
- （2）提出された企画提案書等については返却しない。
- （3）採択件数は現時点の予定であり増減する場合がある。最終的な採択件数は審査委員会が決定する。
- （4）公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等は回答できない。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。
- （5）事業実施にあたっては、契約書及び業務計画書等を遵守すること。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画提案書に記載した事項について

て、認定の取り消しなどによって記載した内容と異なる状況になった場合には速やかに発注者に届け出ること。

(6) 再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

(7) 再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

(8) この公募は財政法の定めによる繰越承認を得られた場合に効力を生ずるものであるため、当該承認を得られるまでは契約予定者とする。

(9) 審査終了後ただちに採択者と契約に向けた手続きに入る。すみやかに契約締結するため、遅滞なく以下の書類を提出すること。業務計画に再委託が予定されている場合は再委託先にも周知しておくこと。

【契約締結にあたり必要となる書類】

- ・ 業務計画書（委託業務経費内訳または参考見積書を含む）
- ・ 委託業務経費（再委託に係るものを含む）の積算根拠資料
(人件費単価表、謝金単価表、旅費支給規定、見積書、一般管理費率算定根拠資料など)
- ・ 再委託に係る委託業務経費内訳
- ・ 別紙（銀行口座情報）

(10) 経費計上及び経費処理の留意事項

本委託事業に係る経費計上及び経費処理に当たっては、委託要項・委託要領等の他、「委託事業の手引き（文部科学省委託事業実施者向け）」
(<https://pf.mext.go.jp/gpo3/kanpo/gpoindex.asp>)によるものとする。